

物件供給請書

1 物件供給	品名	規格形状	単位	数量	金額(税込み)		
2	納入場所		市の指定する場所				
3	納入期限		令和 年 月 日				
4	契約金額				千		円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税						
5	契約保証金		免除				
6	契約不適合責任期間		物件納入検収済の日から起算して12か月間				
7	契約金支払いの期間		適法な支払い請求書を受理した日から30日以内				

上記の物件供給契約の履行については、綾瀬市契約規則及び個人情報の保護に関する法律を遵守することを誓い、この請書を提出します。

令和 年 月 日

綾瀬市
綾瀬市長 殿

	所在地
契約者	商号又は名称
	代表者

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は、2以上記載すること)

本件責任者

商号又は名称

部 署 名

担当者氏名

① 先 絡 連

② 先 絡 連

[特記事項 1]

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除し、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、契約金額の10分の1に相当する金額とする。